

令和8年度

生徒手帳

< 豊商生の心得 >



TOYOSHO

AICHI PREFECTURAL
TOYOHASHI COMMERCIAL
AND BUSINESS
HIGH SCHOOL

愛知県立豊橋商業高等学校

校 訓

心信為本

しん もつ もと な
「信を以て本と為す」

これは、信用がすべての基本であるという意味です。他から信頼される人間になることを目標にしています。

教育目標

校訓の精神に則り、国家及び社会の有為な形成者として、心身ともに健康で知性にあふれ、時代の進展に対応できる幅広い教養と、高度な技術を備えた、以下のような職業人の育成を図る。

- (1) 自主性に富み、信用・責任を重んずる人
- (2) 協調性に富み、礼節・勤労を重んずる人
- (3) 創造性に富み、真摯・実行を重んずる人

豊橋商業高等学校校歌

丸山 薫 作詞

山田昌弘 作曲

mf



1. あ さ ぐ も な び く み か わ の の



ひ が し の お か に そ そ り た つ じ



ゆ う の や ね よ じ ち の ま ど



わ か び と つ ど う ま な び や は あ あ ー 豊 ー



商 ー わ が ぼ こ ー う

一、朝雲なびく 三河野の
ひがしの丘に そりたつ
自由の屋根よ 自治の窓
若人つどふ 学び舎は
あ、豊商 わが母校

二、みどりの風の 吹くところ
希望にひらく わがゆくて
か、げよ高く 商業の
世界をつなぐ その旗を
あ、豊商 意気こぞる

三、世紀は進む ときぞいま
祖国の使命 担ひゆけ
文化の華を 勤勉の
はげみの上に 咲かせなん
あ、豊商 誉あり

応 援 歌

奥重 吉隆 作詞

李野保太郎 作曲

力強く歯切れよく



せい うん なびく ほんぐう の



すその に わ かき ほのおも え



むね は おどりて ちからわ く いま



こ そ た た ん わがぼこ お

一、青雲なびく 本宮の

裾野に若き 炎もえ
胸はおどりて 力わく

今こそ立たん 我が母校

二、花咲き匂う 豊川の

清き流れに 影写し

日頃練磨の その技を

今こそここに 示さばや

三、緑にはゆる 向陵に

集いし健児 一千の

雄叫びとどろに 天をつく

今こそ豊商 奮いたて

四、東海天の 一角に

久遠の理想 輝やける

母校の栄誉 双肩に

意気高らかに いざ行かん

生徒心得

1 学校生活の心得

(1) 学校生活で守ることがら

- ア 身分証明書はいつも携行すること。
- イ 欠席または遅刻する場合は、始業前にホームルーム担任へ連絡すること。
- ウ 校門は午前8時35分までに通過し、午前8時40分までに教室に入室すること。
- エ 遅刻した場合は、職員室にて「遅刻者入室願」を記入してから教室に入ること。
- オ 早退する場合は、「早退願」に記入し、ホームルーム担任に届け出て許可を得ること。
- カ 外出する場合は、その理由をホームルーム担任に届け出て許可を得ること。
- キ 服装規定を守り、本校の生徒としての品位を失わないように努めること。
やむを得ない事情が発生した時は、「異装届」をホームルーム担任に届け出ること。
- ク 公式試合や就職試験、進学試験の場合、「公欠届」をホームルーム担任に提出すること。
- ケ 教室内の清潔を保ち、自分の持ち物の整理・整頓を心掛けること。
- コ 授業に関係のない物品を所持しないこと。
- サ 所持品は記名し、現金や時計などの貴重品の保管には十分注意すること。
- シ 交通事故に遭った場合は、後日「交通事故報告書」を生徒サポート部まで提出すること。
- ス 私物の紛失や盗難、不審者被害などに遭った場合は、「紛失・盗難・被害届」を生徒サポート部に届け出ること。
- セ 「学生割引証交付願」は「旅行願」とともに、ホームルーム担任の認印を受け、生徒サポート部へ届け出た後、身分証明書を添えて事務室へ提出し、学割の交付を受けること。
- ソ ポスター類を校内に掲示する場合は、生徒サポート部まで申し出て許可を得ること。
- タ 公共物を大切にし、破損・汚損した場合は、原則として弁償すること。
- チ 下の事項が発生した場合は、学校へ連絡・届け出をすること。
 - ① 保護者等の身分・住所の異動があった時（ホームルーム担任）
 - ② 自宅または、その付近に感染症およびその疑似症が発生した時（ホームルーム担任）
 - ③ 物を拾得した時、事件や事故等のトラブルに遭遇した時（生徒サポート部）
- ツ 下校時刻を守ること。
部活動生徒以外の校舎退出時刻：16時30分
部活動生徒下校時刻（4月～9月：18時30分、10月～3月：18時00分）
下校時刻以後、校舎内に残る場合は、担任・部顧問・教科担任等の許可を得ること。
- テ 忌引についての日数規定は次の通りとする。
父母 … 7日以内 祖父母・兄弟姉妹 … 3日以内
曾祖父母・伯叔父母 … 1日 父母祖父母兄弟姉妹の法要 … 1日

(2) 校内で禁止されていることがら

- ア 考査に関する不正な行為をすること。
- イ 暴力行為及び凶器を所持すること。
- ウ 他の生徒や職員の妨げになる粗暴な言動を行うこと。

- エ 金品の貸借や物品、入場券などの売買に関すること。
- オ 校内で火気を使用すること。
- カ 運動場や中庭にスリッパのまま出たり、土足で校舎内に入ること。

2 校外生活の心得

- (1) 交通法規を遵守し、交通事故の防止および交通安全に努めること。
- (2) 外出する際は行き先を保護者等に伝え、無断外泊は絶対にしないこと。
- (3) 夜間の外出はなるべく避け、午後 11 時以降は外出してはならない。
- (4) 18 才未満立入禁止の映画館、パチンコ店等の遊興施設へは入ってはならない。
- (5) 校外において警察官や補導員から補導を受けた際は、学校へただちに連絡すること。
- (6) 友人間の交際は高校生としての節度を守り、相手の人格を尊重すること。
- (7) アルバイトは特別な場合を除き、原則禁止である。
- (8) 愛知県「四ない運動」を守ること。(自動車や原付・自動二輪について、無断で免許を取らない、買わない、乗らない、乗せてもらわない)
- (9) インターネットや SNS 等をきっかけとした犯罪に巻き込まれないよう注意すること。また、個人情報の流出に留意し、他人の誹謗・中傷は絶対にしないこと。

3 服装のきまり

- (1) 頭髪
 - ア 本校の品位を落とすような髪型にしない。
(極端なものやエクステンション等で加工したものは不可)
 - イ 染色や脱色等により本来の髪の色を変えてはいけない。
 - ウ 髪止めを使用する場合は華美でないもの(黒、紺、茶)とし、最小限に留める。
- (2) 靴下
 - ア 色は白、黒、紺、グレーを基調とし、制服に合う華美でないものとする。
 - イ ルーズソックスは認めない。
- (3) 靴
 - ア 運動靴または革靴の短靴で通学に適したもの。(色・形とも極端なものは不可)
 - イ 革靴は、黒色または茶色の短靴であること。
- (4) 防寒着・防寒具
 - ア 別に定める防寒着使用規定による。
 - イ 合服・夏服での使用は禁止とする。
- (5) その他
 - ア 装身具は認めない。(医療用等で必要のある場合は可)
 - イ 化粧(色付きリップを含む)は認めない。
 - ウ 鞄は通学に適したものとする。
 - エ スリッパは本校指定のものとする。

(6) 制服の着用期間（おおよその目安）

冬服（4月～5月、10月～3月）、夏服（6月～9月） 合服（5月～10月）

(7) 制服のその他

ア 学校指定販売店にて採寸・購入すること。

イ 加工する必要がある場合は、生徒サポート部の許可を必ず得ること。

ウ セーターおよびベストは本校指定のものに限る。

『ブレザーについて』

(1) 校章の位置

冬服 … 襟穴（バッジ） 夏服・合服 … 胸ポケット（刺繍）

(2) ジャケット、スラックス、スカート、ネクタイ、リボン、長袖・半袖シャツ、セーター、ベストは本校指定のものに限る。

(3) ネクタイ・リボンについては、冬服は必ず着用すること。

夏服・合服は着けてもよい。

(4) ネクタイの結び目、リボンの長さなどを変えないこと。

(5) ネクタイまたはリボン着用時は、シャツ・ブラウスの第1ボタンを閉めること。

(6) 本校指定のセーター、ベストに限り、気候や体調に応じていつでも着用してよい。

①スラックスタイプ

- ・スラックスの長さは、標準の丈のものとする。
- ・ネクタイ、リボン

【冬服】必ず着ける

【合服】着けてもよい

【夏服】着けてもよい



②スカートタイプ

- ・スカートの長さは、立て膝をして床に着く程度とする。
- ・折り曲げたり、スカートベルトを使用したりしてはいけない。
- ・スカートの下に長ズボンを着用してはいけない。

・ネクタイ、リボン

【冬服】必ず着ける

【合服】着けてもよい

【夏服】着けてもよい



*各自で選択できるもの

(1) ネクタイ、リボン

① (色：エンジ×ゴールド)

② (色：ゴールド×エンジ)



③ (色：ネイビー×チェック「創立 120 周年記念モデル」)



(2) ベスト (色: ネイビー・アイボリー)



(3) セーター (色: ネイビー・アイボリー)



4 自転車通学のきまり

- (1) 自転車通学を許可するためには、次の条件を備えることが必要である。
 - ア 自転車はよく整備されており、型は通常のものであること。(変形ハンドルは不可)
 - イ 氏名を明記したレインコートを常備していること。
 - ウ 自転車損害賠償責任保険等に加入していること。
- (2) 傘さし運転は厳禁であり、雨天時に運転する場合にはレインコートを着用すること。
- (3) 自転車乗車時は、ヘルメット着用に努めること。
- (4) 自転車には本校規定のステッカーを貼り、所定の置場に施錠して駐輪すること。
- (5) 駐輪する際は、ツーロック施錠を行い、盗難防止に努めること。

5 「学校のきまり」の見直しの手続き

- (1) 生徒会は、学校のきまりの変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、学校のきまりの変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は学校のきまりの変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会・職員会議等でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会・職員会議等での議論、本校の教育目標・スクールポリシー・校訓を踏まえ、学校のきまりの変更について決定する。

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は愛知県立豊橋商業高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は生徒教育の一方法として組織し、その活動を通じて会員相互の福祉増進のため、学校及び地域社会と協力し、併せて生徒の自治精神を涵養し以て将来に資するを目的とする。

第3章 任務

第3条 本会は生徒の問題に対し積極的な指導をし、学校行事に対する生徒の計画を促進するため各機関を通じて働きかけ、会員相互の協力によって誠実かつ建設的に前記目的を達成する任務を要する。

第4章 会員

第4条 本会は本校全教職員生徒を以て構成するも教員はアドバイザーとしての会員である。

第5章 総会

第5条 総会は本校生徒の3分の1以上の要求あるとき又は必要に応じて会長がこれを招集する。

第6条 総会の議長はその都度生徒中より選出される。

第7条 教員も本会に出席して必要に応じて勧告助言を為し得る。

第6章 議会

第8条 以下の場合に議長は議会を招集する。

1. 役員の要請ある時。
2. 職員の要請ある時。
3. 議員定数の3分の1以上の要請ある時。
4. 全会員の4分の1以上の要請ある時。

第9条 議会は議員総数の2分の1以上の出席の下に於いてのみ開かれ得る。議事進行中定員に満たなくなった時は議長は直ちに延会を宣言する。

第10条 本会議は議事を公開するのを常とする。但し議長がその必要を認めた時又は議会の決議がある時は一時公開を停止することができる。

第11条 各学級は議会にそれぞれ2名の代議員を送る。各議員は上記任務を達成するために必要な権限を与えられ1票ずつの票記権を有する。

第12条 議会は議長及び副議長を議員の互選によって選出する。

第13条 遂行された業務、報告決議はこれ等議員によって各学級に伝達される。

第14条 議会に於ける代議員は級互選によって選出され、この選挙は前期代議員の任期終了前に行なわれる。議員の任期は次のとおりである。

前期（4月1日～9月30日）

後期（10月1日～3月31日）

第15条 議員がホームルームに於いて不信任された時、又は執務不能が認められた時は、その学級より第6章、第14条の方法に基づいて新議員が選出される。

第16条 議会の決議はすべて校長の承認を得た後、これを実施するものとする。

第7章 役員

第17条 本会役員は会長、副会長及び2名までの書記、会計より成る。

第18条 上記役員は議員及びホームルーム委員選挙と同じくして全会員の無記名投票により選出される。

第19条 役員任期はすべて6ヶ月間とし、前期（4月1日～9月30日）、後期（10月1日～3月31日）であるが引続き就任も又可能とする。但し役員は任期終了後も次の役員が選出されその引継ぎが行われるまでその事務を執行する。

第20条 会長は本会を代表し、副会長は会長を補佐し、会長不在又は執務不能の場合はこれに代り連絡会を担当する。

第21条 書記は次の如き会の正確完全な記録の保持伝達にあたる。

記録書記

1. 会則附則修正の記録
1. 議員及び役員名簿
1. 議員総会その他の議事録

連絡書記

1. 通信文
1. 報道伝達掲示

第22条 会計は適当なる手続の下に勘定支払を行う。又学校徴収金運営協議会と協力して働く。

第23条 役員は答弁以外の発言は議長承認があれば可能である。又役員は通常、議会に出席しなければならない。

第24条 役員が議会で不信任された場合は、全会員に問いその立場を定める。但し不信任は役員選挙1ヶ月以内には行われぬ。

第25条 役員より辞任の申出ある時は議会によりその進退を定める。

第26条 役員が更迭辞任又は執務不能の時は、選挙次点者が新たに役員となって欠員を補充する。

第27条 会長並びに会計は年度末に学校徴収金運営協議会に会計報告を行う。

第8章 委員会

第28条 選挙管理委員会その他あらゆる特別委員会の設置は会長が必要を認めた時、議会の承認により議員中その他より選出する。

第9章 ホームルーム

第29条 ホームルーム（以下HR）は議会の承認に基づく役員要請があれば開かれ、又自発的にHRの意志によって開くこともできる。

第30条 HRは組全員を以て構成され、この議長は室長又は副室長となる。

第31条 各HR担任は級会に出席して必要に応じて勧告助言をし得るものとする。

第 32 条 HRには次の各委員を置く。

室長、副室長、代議員、会計、図書、体育、保健、書記、整美、生活

1. 室長・副室長は1名ずつよりなり、HRの統率調査・統計連絡・集会・行事に関する事項の執行にあたる。
2. 代議員は2名よりなり、生徒議会における決定事項及び連絡事項等をHRに伝達する。また、ホームルームの意見を生徒議会に提示するなどの任にあたる。
3. 会計は2名よりなり、HRの財務に関する事項の執行にあたる。
4. 図書委員は2名よりなり、HRの文化的行事及び図書の管理に関する事項の執行にあたる。
5. 体育委員は2名よりなり、HRにおける体育・運動行事に関する事項の執行にあたる。
6. 保健委員は2名よりなり、HRにおける保健衛生に関する事項の執行にあたる。
7. 書記は2名よりなり、HRの諸記録をとる。
8. 整美委員は2名よりなり、HRにおける整美に関する事項の執行にあたる。
9. 生活委員は2名よりなり、HRの生活問題及びHR全般の環境整備に関する事項の執行にあたる。

第 33 条 HR委員の選出は代議員選出と同時に行われる。

第 34 条 上記委員は生徒会行事に対し執行部の活動を積極的に協力する。

第 10 章 連絡会

第 35 条 副会長は連絡会の会長として、校内各部活動キャプテンと適宜連絡会を開き、本会活動と部活動活動を調整する。

第 11 章 財政

第 36 条 本会経費はPTAよりの生徒会費とバザーその他の催物の利潤をもってこれに充当する。

第 37 条 本会経費は部経費と生徒会運営費とに分け、会計は必要な手続を以ってこの会計事務を行う。

第 38 条 本会及び部予算は執行部がこれを取りまとめ、部キャプテン、先生顧問の下に協議し予算案を決定し、校長並びに学校徴収金運営協議会の承認をもって成立する。

第 39 条 生徒会執行部は毎学期に1回、会計監査を行う。

第 12 章 顧問

第 40 条 本会は次の先生顧問を置く。

1. 生徒会顧問
2. 部顧問

第 41 条 顧問はその各系の会合に出席して勧告助言をなし得る。

第 13 章 部組織

第 42 条 本会は会員の各種目同好者のために各部を組織し、これに積極的な援助を与え、各種目同好者の自治的活動によって運営され次の2つに大別される。

文化部、運動部

第 43 条 本会々員はいつでも部の許可を得て希望する部へ加入できる。

第 44 条 各部はキャプテン及び先生顧問を置く。

第 45 条 部、同好会の設置又は廃止は生徒議会、職員会議で審議のうえ可決され、校長の承認があれば許可される。部、同好会の基準は別途細則による。

第 14 章 最高決定権

第 46 条 本会の決議事項は校長によってこれを決定される。

第 15 章 修正

第 47 条 本会則の修正案は書式によって生徒会に提出される。会則の修正は議会の 3 分の 2 以上の多数により可決され、次に全会員の 3 分の 2 以上の支持を得、校長ならびに職員会の承認があれば成立する。

第 16 章 附則

第 48 条 この規約の疑義は会長が議長に計って決める。但し議事は会長了承のもとに議会に計ってこれを定めることもできる。

第 49 条 本会則施行上、必要に応じ細則を設けることがある。

生徒議会議事規則

第1章 議長

第1条 議長は原則として次の順序で議事を進行する。

1. 定刻に開会を宣言する。
2. 書記に出席者を点呼させ出席員数を発表する。
3. 書記に前回の議事録を朗読させ議事録の確認を求める。もし議員より訂正の申込みのある場合は、議員にはかってその申込みの疑義を審議しその申込みが正当と認められた時は、書記にその箇所を訂正させ確認を求める。
4. 前回で委員会附託になっていた事項があれば委員、会長を指名して委員会で決議した事を報告させ、その報告を承認するかどうか採決する。
5. 前回よりの懸案事項があればこれを審議し、それがなければ執行部よりの議案を討議に移す。
6. 審議時間の不足又は調査不十分の場合には動議を提出して、委員附託又は討議延期をすることができる。
7. 議事録がすべて完了した時、又は閉会時刻に達した時には閉会を宣言する。

第2条 最初の議会に於ける議長の選出迄の議事進行は会長が行う。

第3条 議長の許可がなくては誰も発言することはできない。

第4条 議長の許可を受けて発言した時でもその発言の内容が懸案中の問題外に渡る時はこれに注意を与え、その注意を無視して論議する場合は弁論を中止させることができる。

第5条 いったん採決を終えた提案は同じ議会で再び上程させない。

第6条 討議が必要以上長引いて、他の議題の討論に差支えがあると認めた場合には、議長の裁量でその討議を打ち切らせることができる。

第7条 同一議員だけに何度も発言権を与えないようにする。

第8条 発言権を与えられない者が発言した時はこれを禁じ、議事進行を妨げるものには退場を命ずることができる。

第9条 一議員の弁論が必要以上に長引く時は、これに注意を与え、その注意に従わない時は、発言の停止をさせることができる。

第10条 採決に当たって可否が同数の場合は議長がどちらかに決定することができる。

第11条 議長に関する動議が提出された場合は副議長又はその動議提出者に採決させる。

第12条 議長は議長席にあって個人的な意見を述べてはならない。

第2章 代議員

第13条 発言を求める場合は挙手をして名を名乗り議長に呼びかけ、議長の許可を得ることを要する。

第14条 他の議員の発言中に議長に発言を求めることはできない。

第15条 議長より発言を停止された時は直ちに着席しなければならない。

第16条 議員が遅参した時は、書記に伝達して着席しなければならない。

第17条 議員が開会中に事故その他のために退席する時には、その事由を告げて書記の許可を得なければならない。

第18条 議員が議会の秩序を乱すような行動をなす場合、懲罰委員会を作成し、懲罰に附することもできる。

第19条 緊急動議は日程最終議題終了後、行われる。

第3章 委任

第20条 次の事項に抵触しない範囲に於いて委任を認める。

1. 自己の級以外のものに委任する時。
2. 自己の級の代議員に委任する時。

第21条 この委任は、事前に書面をもって議長に提出することを要する。

第4章 附則

第22条 本規則の改正は議会の3分の2以上の多数によって成立する。

生徒会慶弔規約

1. 生徒の慶弔について、生徒会は次に掲げる事項にもとづき、その金額あるいは記念品を寄与する。
 - (1) 生徒の死亡は金10,000円とする。
2. 以上に適用されない慶弔については、その都度協議する。

生徒会役員選挙細則

選挙管理委員会

第1章 選挙権

第1条 本校生徒会々員は役員選挙に際して1票の選挙権を有す。

第2章 推薦

第2条 推薦者は1候補者に対して20名以上とする。20名以上なき場合は、その候補者の立候補を認めず。

第3条 推薦状は推薦者自筆に限る。又印(拇印も可)無きものは無効とする。

第4条 同種の候補者を2名以上推薦することはできない。もし、両者共署名印したるものはこれを無効とする。

第5条 選挙管理委員会指定に依る推薦状のみ有効である。又、指定のべ切迄にこれを提出せねばその立候補を認めず。

第3章 選挙運動

第6条 運動期間は選挙管理委員会より指定された期間内だけであって、それ以前に運動を行った場合は事前運動とみなし選挙管理委員会は協議した上、この者の立候補の有効無効を決定する。

第7条 先生の選挙運動は行わないものとする。

第8条 選挙管理委員の運動は認めない。

第9条 ポスターは選挙管理委員会が作成、掲示する。

第10条 校外運動は一切これを認めず、又校内外にビラをはる事を禁ず。

第11条 選挙管理委員会は立合演説会の日程を決定する。

第4章 投票及び開票

第12条 選挙管理委員会より定められた日に定められた場所にて全員投票を行う。

第13条 開票は選挙管理委員会で行われ、生徒会顧問の立合いのもとに公開で行う。

第14条 本規則は新役員の決定と共に効力を失う。

図書館利用規定

1 開館日

学校休業日を除く。毎日開館することを原則とする。但し休暇中の開館日は別に定める。

2 開館時間

平日 17時00分まで

3 閲覧

- (1) 閲覧は所定の席にて静かに行い、朗読、談話、その他、他人の迷惑になる行為をしないこと。
貸出期間は2週間（漫画は3日間）とする。
- (2) 図書館内で飲食をしないこと。
- (3) 図書の取扱は丁寧にすること。図書を紛失又は汚損したものに対しては、弁償することを原則とする。

4 貸出・返却

- (1) 貸出は学校休業日を除き毎日行うを原則とする。
- (2) 貸出期間及び貸出種別は次によるものとする。
 - ア 図書 … 貸出日より2週間
 - イ 雑誌 … 次号購入後は1週間の貸出をする。但し、最新号は一晩に限り貸出する。
 - ウ 辞典・事典は原則として貸出をしない。
- (3) 貸出希望者は希望図書を係へ提出し、所要の手続きのうえ、図書を受け取ること。
(1回7冊以内)
- (4) 既定の返却日に返却がない場合は、本人に請求する。
- (5) 図書の貸出、返却は直接に限ること。

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

- 1 授業中、学校行事、部活動時、放課や授業後、登下校時（自動車や自転車など相手がわかる交通事故は除外）などでけがをして、医療機関を受診した場合に対象となります。
- 2 病院、医院、調剤薬局、接骨院での医療費が5,000円以上（健康保険での自己負担が3割であれば1,500円以上）の場合が対象になります。保険外診療（整体、歯の矯正治療、差額ベッドの料金など）は対象になりません。
- 3 医療費給付を受ける権利は、けがをした日から2年間行わないと時効になります。また、けがをした日から10年間は継続して医療費を受け取ることができます。
- 4 中学時に支給を受けていて、治療を継続している場合は、本校から引き続き請求しますので保健室で手続きを行ってください。高校卒業後も継続して請求することができます。
- 5 ひとり親医療保険の対象者でも日本スポーツ振興センターへの請求はできます。必ず手続きを行ってください。

学校感染症による出席停止について

学校感染症になった場合、学校保健安全法に基づいて感染症の流行を予防するために出席停止の措置をとります。

＜学校感染症にかかったら＞

- ① 学校へ連絡してください。
- ② 学校感染症の種類により、出席停止期間は家庭で療養してください。
- ③ 治癒して登校したら、『出席停止に関する報告について』を担任から受け取ってください。
- ④ 『保護者からの報告書』の欄を保護者が記入し、速やかに担任へ提出してください。

※治癒証明書等の診断書発行や医師記入の必要はありません。

【学校感染症の種類と出席停止の期間の基準】

- 1 第一種 … 治癒するまで。

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症予防法）で定められた感染症で、感染力が強く、感染した場合に重症になる可能性が高いため、特に定められた感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MARS）特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）

2 第二種 … 症状により医師が感染のおそれがないと判断した場合は、この限りでない。

* くしゃみや咳などによる飛沫感染の形で人から人へ伝わるもので、子どもの罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症

インフルエンザ … 発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳 … 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）… 解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 … 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、（おたふくかぜ） 全身状態が良好になるまで
風しん … 発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）… すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 … 主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症… 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核 … 感染のおそれがなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎… 感染のおそれがなくなるまで

3 第三種 … 病状により主治医や学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

* 学校活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

4 その他の感染症 … 原則、欠席扱いとなりますが、学校や地域で流行が見られた場合は、第三種の感染症として扱い、出席停止となります。

* 子どもに多く見られる感染症

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） 等

交通事故・トラブルに巻き込まれた時

1 交通事故に遭った時

(1) 被害者の場合

- ア 相手の名前、住所、電話番号、勤務先（学校名）を必ず聞き、記録すること。
- イ 相手の名刺があれば必ずもらうこと。
- ウ 車のナンバー・車種（色や形）を控えておく。
- エ 相手（加害者）から警察に連絡をしてもらう。
- オ 学校と家庭に連絡する。
- カ その場で相手の人と示談をしない。必ず保護者等から相手と交渉してもらう。
（治療費を受け取ることや大丈夫ですからいいですよと言うことはしない）
- キ 比較的軽傷で事故が小さい場合でも、出血や打撲などがあつたり、転倒したりした場合には、必ず病院を受診すること。

(2) 加害者の場合

- ア 相手の怪我を気遣って、重傷・軽傷を問わず救急車を呼ぶこと。
- イ 特に相手がお年寄りや小さな子どもの場合には、近くの人に助けを求めるなどして、最善の努力をすること。
- ウ 自分の名前、連絡先などを告げるとともに、相手の連絡先も教えてもらっておくこと。
- エ 速やかに、学校と家庭に連絡する。
- オ その後は保護者等に相談の上、誠意をもって対応すること。

(3) 交通事故に遭わないために

- ア 時間に余裕をもった行動をすること。
- イ 自転車スピードの出し過ぎや飛び出しに注意すること。
- ウ 交通法規に則って自転車を運転すること。

2 不審者からの被害に遭った時

(1) 痴漢やつきまとい行為にあった時

- ア すぐにその場から逃げ、大声で助けを呼ぶこと。また、近くの店などに助けを求めること。
- イ 相手の特徴（身長、体格、服装、持ち物、自動車のナンバー・色など）を覚えておくこと。
- ウ 速やかに警察、学校、家庭に連絡すること。

(2) 被害に遭わないために

- ア できるだけ一人で登下校しないこと。
- イ できるだけ明るい時間帯に登下校すること。

- ウ 人通りの少ない道路はなるべく避けること。
- エ 防犯ブザーを所持し、常に使えるようにしておくこと。

(3) その他

- ア バスや電車内でのマナーに気をつけること。
- イ 街頭でのキャッチセールスやスカウトなどに騙されないように気をつけること。
- ウ 見覚えのない架空請求や不審な電話・メール・手紙が来た時は次の点に注意する。
 - ・慌てて相手に連絡を返したり、お金を振り込んだりしないこと。
 - ・速やかに家庭や学校に連絡した上で、警察や消費者生活センターに相談すること。

いじめについて

いじめは決してあってはならないことです。からかっているぐらいの軽い気持ちであっても、相手は苦痛と感じていることもあります。本人がいじめられたと感じたならば、それは「いじめ」です。実際にいじめが発生した際、いじめを行っていた生徒に対して、学校は毅然とした姿勢で臨みます。

いじめの定義

当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。(インターネットを通じて行われるものを含む)

(注)

- ・「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒と何らかの人間関係のある者を指します。
- ・「心理的な攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。
- ・「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味します。

いじめにより、児童生徒が自らの生命を絶つという痛ましい事件がこれまで全国で生起しています。いじめは、決して許されることではありません。本校でも、いじめは、「どの子どもにも、どの学校において起こり得るものである」との認識に立ち、いじめを許さない学校づくりを通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの小さなサインを早期に発見し、早期に対応することに努めています。

台風や災害時における登下校について

1 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から東三河南部に「暴風警報」が発令された場合 暴風警報：東三河南部（豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市）

- (1) 始業2時間前（6時40分以前）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (2) 始業2時間前から午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- (3) 午前11時以降警報が継続している場合は、授業は行わない。（授業日数から除く）

上記(1)・(2)の場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な時は、登校しなくてよい。

2 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から東三河南部に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに下校させる。ただし、通学路の通行が危険と認められる時や、通学距離等により帰宅が困難と認められる時は、当該生徒の安全を校内において確保する。

3 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際の学校の対応について

南海トラフ付近で大きな地震（M6.8以上）が発生した場合等には、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。続いて、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を経て、気象庁から以下のいずれかの臨時情報が発表される。

- ①南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
- ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ③南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行う。
- ・校外活動については、発表後に出発する場合は一時見合わせ、校外で活動中の場合はいつでも帰校できるよう準備する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ・在校している場合は、全ての教育活動を中断し、速やかに帰宅させる。
- ・状況によっては保護者への引き渡しを行う。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行う。
- ・校外活動については、発表後に出発する場合は延期（中止）し、校外で活動中の場合は速やかに帰校させる。

4 生徒が登校する以前に、名古屋地方気象台から東三河南部に「特別警報」が発令された場合
特別警報：東三河南部(豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市)

「特別警報」が発令された場合は、ただちに命を守る行動をとる

- (1) 授業は行わず、休業とする。
- (2) 特別警報がその日のうちに解除された場合も、授業を行わない。
- (3) 解除後の授業の開始については、ホームページ及びメール配信等で確認する。
(この場合でも、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。)

5 学校が所在する市町村に「警戒レベル」が発表された場合

「警戒レベル4以上」 自宅待機

「警戒レベル3以下」 平常登校

6 生徒が居住する市町村に「警戒レベル」が発表された場合

「警戒レベル4以上」 避難

「警戒レベル3以下」 平常登校

- * 平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。
- * 生徒の居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、当該生徒を自宅待機とする。
(愛知県立豊橋商業高等学校 台風等異常気象時における対応を参照)

7 Jアラート(防災行政無線)による緊急速報メッセージが流れた場合

弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、ただちに避難する

- (1) 近くの建物の中や地下に避難する。
- (2) 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- (3) 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

8 地震の揺れを感じたら

- (1) 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
- (2) バッグなどで頭を守る。
 - ア 屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要で、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。
 - イ 自転車に乗っていたらすぐに降りる。
 - ウ 橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。

※大規模な災害時は「むやみに移動を開始しないこと」が重要です。

最寄りの安全な場所へ移動したら、まずは混乱が収まるまで待機しましょう。

9 地震の揺れがおさまったら

- (1) 崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- (2) 徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。
- (3) 公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従うこと。
- (4) 避難後に登校するか、帰宅をするか、その場で待機するかは、状況をよく判断して、安全な行動を選ぶこと。

避難所（避難場所）	
-----------	--

きずなネット(学校連絡網)

1 契約会社

中部電力株式会社

2 目的

学校からの連絡を生徒・保護者の携帯電話やパソコンへ迅速に届ける。

連絡網サービスに加入することで、防災や減災、防犯などへ速やかに対応できるようにする。

3 登録方法

本校から配布される『「きずなネット学校連絡網」登録方法』を参照してください。

「メール」と「スマートフォンアプリ」のどちらでも登録できます。

安否確認に関する確認事項

東海・東南海地震の今後30年以内の発生率は60～80%と言われています。仮に、この東三河地区で学校休業時に激甚災害（震度5強以上の地震など）が発生した場合、学校では生徒みなさんの安否を確認する必要があります。ここでは、安否確認に関する方法を確認しておきます。

1 メールによる確認

携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器を所持している人は、激甚災害等が発生した時に、本校ホームページから生徒安否確認の報告ができます。

入力手順：「学校ホームページ」→「ホーム」→「安否情報」→「生徒安否情報」

2 災害用伝言ダイヤルによる確認

災害で携帯電話・スマートフォン等の情報通信機器を紛失した人、学校ホームページを閲覧できない人は、災害用伝言ダイヤル「171」での安否確認ができます。

メッセージ内容：「学年、組番、氏名、安否情報、居場所など」*簡潔に述べてください。

○災害が起きる前に、学校から自宅までの徒歩での帰宅時間を計算したり、実際に歩いたりして確認してみよう。

災害時徒歩帰宅支援 ステーション*1	
災害救援ベンダー*2	
水が補給できる場所	
使用できるトイレ	

*1 コンビニエンスストアなど県との協定を締結

*2 自動販売機

○家族の安否確認の方法や集合場所を決めておこう。

1 家族との連絡方法

災害用伝言ダイヤル	1 7 1 - 1 (録音) - ***自分の番号***
災害用伝言ダイヤル	1 7 1 - 2 (再生) - ***保護者等の番号***
災害用伝言板 web	1 7 1 - ***
携帯電話・スマホ等通信会社の災害伝言板	

2 家族との集合場所

災害別	利用施設名	電話番号

3 学校との連絡方法

学校からの連絡	
学校への連絡	

○徒歩帰宅のための支援



■災害時徒歩帰宅支援ステーションとは

コンビニ・ガソリンスタンド・郵便局など、県と協定を結んだ店舗にはステッカーが掲示してあります。災害時、営業の継続が可能な店舗では徒歩帰宅する方に、水道水、トイレの利用やラジオ等のメディアを通じて知り得た災害情報を提供します。

■災害救援ベンダーとは

災害発生時など停電が発生した場合に無料で商品を取り出すことができる、災害対応型の自動販売機です。行政などからの遠隔操作により、すべてのボタンが利用可能となり、押せば飲み物が出てくるタイプと、自動販売機の管理者が手動で災害モードへ切り替えて、取り出し可能となるタイプがあります。



出典「防災減災 備えるガイド」外出先編（あいち防災協働社会推進協議会）

○情報を入手する方法 ～携帯電話・スマートフォンの活用～

●手に入れたい情報 余震・津波・現在地の標高・火災・交通機関の運行状況など

■最新情報の取得に有効なアプリ

●インターネットラジオ



radiko.jp



らじる☆らじる

●ワンセグ  **ワンセグ**

放送波を受信できる端末は、電波の混雑に関係なくワンセグ放送が見られます。

■目的地までの距離・ルート確認用アプリ **～GPS活用～**  google マップ

そのほか、東日本大震災では、twitter、facebook、mixiなどSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）が有効な情報伝達手段として注目されました。携帯・スマホの電池切れに備えて、普段から予備バッテリーや手動対応の充電器をカバンに入れておきましょう。

出典「防災減災 備えるガイド」外出先編（あいち防災協働社会推進協議会）

熱中症とAEDについて

1 熱中症の予防

毎年、熱中症で倒れ救急搬送されるニュースが報道されており、その危険性について以前より理解されるようになりました。しかし、熱中症というと暑い環境下で起こると思われていますが、スポーツの活動中で体の筋肉から大量の熱が発生されると、寒いとされる環境でも熱中症が発生することがあります。実際1月などの冬の時期でも事故が起きています。

(1) 高湿度は危険

スポーツ活動による熱中症死亡事故の約40%は、実は気温30℃以下の状況で起きています。気温だけでなく湿度も大きな要因で、気温が高なくても湿度が高いと危険性があることを認識してください。

(2) 水分+塩分の補給

夏場は30分に一度は休憩して水分を補給することを勧めますが、長時間の運動の場合には塩分も必要です。0.2%程度の塩水を飲むとよいでしょう。

(3) 暑さに慣れる

暑くなり始めたら、一度練習の強度を落としたり、練習時間を短くしたりして徐々に暑さに慣らす必要があります。また、運動するときは涼しい服装にすることにも配慮してください。

(4) 肥満も要注意

汗をかく量や暑さへの耐性は個人差が大きいです。特に注意が必要なのは肥満の人で、熱中症で亡くなった人の約70%が肥満傾向であったとのこと。その他、寝不足や疲労が溜まっていると暑さへの耐性が低く、また運動前にしっかりと食事を摂ることが肝要です。

2 熱中症の対処法

熱中症が発生した際は、それがどのような症状であるかを観察します。そして、意識の状態を確認します。名前を呼ぶ、肩を軽く叩く、応答できるかを診て、呼吸の状態、顔色、体温のチェックをします。

(1) 意識があり、応答できれば

ア 身体を締めている箇所（ベルトなど）をゆるめて、頭を低くして寝かせる。

イ 水分（スポーツドリンク）と塩分の補給を行う。

（足がつったり、ふくらはぎの筋肉の痙攣の場合にも有効です）

ウ できるだけ風の通る日陰に寝かせる。（吐き気があるときは横向きに寝かせる）

エ 足、首筋、脇の下、股下などの太い血管が走る部分を冷やして体温を下げる。

（冷却は本人が寒いと訴えるまで積極的に冷やしてください）

(2) 意識がない、もしくは反応が鈍い場合

ア 飲水できない、言語がおかしい、応答がないときは、すぐに救急車を呼ぶ。

イ 校内であれば、職員室・保健室等の先生をすぐに呼ぶ。

3 A E D（自動体外式除細動器）

人工呼吸と胸骨圧迫（心臓マッサージ）による心肺蘇生をすぐに実施すれば、救命率の低下を防げる可能性はありますが、心臓震とうの状態の唯一の処置法は電気ショックで心臓の震えを止めることです。それがA E Dであり、一般の人も使用できるようになり、器械の音声案内に従えば、初めてでも操作はそれほど難しくはありません。

(1) 校内で突然人が倒れたら、

事故等が発生したら、周りにいる人がすぐに職員室、保健室等の先生への連絡と119への通報、A E Dが近くにあれば至急持ってきてもらう指示を行う。本校では、自動販売機横（購買）と体育館内（職員出入口）の2か所にA E Dが設置されています。

応急手当が必要となる状況に出会ったときは、動揺する気持ちをおさえ、一刻も早く①**安全の確認**、②**反応の確認**、③**呼吸の観察**を行い、状況に応じた適切な応急手当を行うことが大切です。

(2) 救急車が到着するまでの処置

ア 意識があるかを確認する。

大きな声で呼びかけながら、肩を叩くなどして刺激を与え、反応があるか確認する。
判断がつかない時は「意識なし」とします。

イ 周りを見て、先生へ連絡する人と救急車を要請する人、A E Dを要請する人を確認する。

ウ 気道を確保する。

片手の指先をあごの先の硬い骨の上に置き、あごの先を上方に上げ、頭部を後屈させる。
(のどの奥を広げて空気を通りやすくする)

エ ただちに、心肺蘇生を行う。人工呼吸に不慣れな人は、胸骨圧迫のみでもよい。

オ A E Dが到着すれば電源を入れて、音声ガイダンスに従って処置を行う。

→ 呼吸があればA E Dは電気ショックを不要と判断します

カ 救急車が到着すれば、救急隊の指示があるまで胸骨圧迫を続ける。

(3) 心肺蘇生法

ア 人工呼吸

慣れていない人では息が漏れるなど専門的な技術を要しますので、最近では人工呼吸を省略して胸骨圧迫のみで行うことが推奨されています。

イ 胸骨圧迫

強い力で、しかも速いリズムで押すので2分くらいで交代要員が必要です。交代するときも5秒以内で素早く行わなければなりません。

①位置 … 胸の上下左右の真ん中を目安（胸の硬い骨の上部）

②方法 … 圧迫位置に手の付け根を置き、もう一方の手を重ねる。

上体の体重をかけて垂直に「強く、速く、絶え間なく」圧迫する。

③リズム … 1分間で100回程度の速さで、胸骨が4～5cm程度沈む強さで押す。



令和8年度は創立 120 周年となります

PLUS! TOYOSHO

PRIDE

誇り

LEARNING

学ぶ

UNIQUE

ただ一つの

SATISFACTION

満足、充足

愛知県立豊橋商業高等学校

〒440-0864 愛知県豊橋市向山町官有地

TEL.0532-52-2256 FAX.0532-52-2283